

様式第 13 の 4

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住所 〒

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第3号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格 容量	製造 者名	表示 記号等	製造 年月	設置 年月	廃止 年月日	個数

廃止理由	1 : 老朽取替・廃止 2 : 損壊・焼損 3 : P C B洗淨 4 : その他（ ）					
廃止内容						

(その他参考となるべき事項)

--

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第21条第2項に基づく情報の提供及び同法第6条第1項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第8条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。
- 2 廃止理由が「PCB洗浄」の場合には、廃止内容の欄には、当該電気工作物の継続使用の有無並びに洗浄の方法及び結果について記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。

なお、OFケーブルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。

- 一の二 種類の欄には、以下の電気工作物の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
- (2) 電力用コンデンサー
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケーブル
- (13) 柱上変圧器

- 一の三 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。

ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所

- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

二 廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、廃止内容の欄には、事故の概要及び事故後の処理を記載すること。ただし、絶縁油漏洩に係る事故届出行った、又は行う予定である場合には、その旨のみを記載すること。

三 廃止理由が「PCB洗浄」の場合には、廃止内容の欄には、洗浄の方法及び結果について、課電洗浄手順書に従って実施報告書のとおり洗浄した旨を記載すること。

四 廃止理由が「その他」の場合には、廃止内容の欄には、その概要を記載すること。

五 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。また、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を譲り渡した場合にあっては、譲り渡した旨を記載するとともに、譲り受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び譲り受けた後の事業場の名称を記載すること。